

仕様書

1 委託件名 福岡市西区自治会・町内会加入促進チラシテンプレート
作成業務委託

2 履行場所 福岡市西区役所地域支援課
〒819-8501 福岡市西区内浜一丁目 4-1

3 履行期間 契約締結の日から令和8年10月30日まで

4 目的

自治会・町内会(以下「自治会」という)の加入率低下、活動の担い手不足などの課題に対応するため、自治会長等が自身で編集可能で、転入者や自治会未加入者に対する加入勧誘の際に使用するチラシテンプレートを作成し、加入者増へつなげられるよう支援する。

5 業務内容

(1)自治会加入促進につながる効果的なチラシテンプレートの企画・デザイン等の作成

- ① 自治会・町内会加入促進チラシテンプレート3種類(テーマ3種類)の編集
(デザイン、レイアウト作成等)、

テーマ(案) 変更になる場合があります

- 1 「共通型」
全世代を対象としたチラシ
- 2 「ターゲットアピール型」
若い世代、子育て世帯を対象としたチラシ
- 3 「テーマ型」
自治会が果たしている防災・安全安心の取り組みを強調したチラシ

- ② 文字、イラスト、図表、画像等の割付
- ③ 掲載に必要なイラスト及び図表の作成、必要に応じ写真の撮影
- ④ 発注者の指示に基づく記事の作成

- ⑤ 原稿校正(2回程度)の実施
- ⑥ 版下データの作成および作成データの納品(データ納品の仕様は協議の上決定)

(2) 自治会長、地域団体等のヒアリング

3団体(者)程度、チラシテンプレートのデザインや使いやすさについてヒアリングを行う。ヒアリング対象者は、発注者で選定する。

6 仕様

- ・ チラシテンプレートデザイン3種
- ・ A4判両面1枚 フルカラー
- ・ データ作成のみ(印刷・納品・配送の業務は含まない)
- ・ 1デザインにつき、データ(Microsoft Word、または PowerPoint)での納品とする
- ・ 自治会加入を促すキャッチコピーと自治会の重要性や活動の意義が伝わるリード文、自治会活動の様子やその楽しさが伝わるイラスト等を作成する。(イラスト等のデザインはテーマごとに異なるものを作成)
- ・ イラストデータの形式は、JPEG、PNG のいずれかとする。
- ・ 各自治会で編集できるように、画像データや地図データ、文字データを挿入、入れ替えできるようにする。

なお、各自治会で編集作業を行う者は、Microsoft Word や PowerPoint の初心者と想定し、初歩的、基本的な操作(文字入力や図・テキストの挿入)で編集ができるようにする。

7 スケジュール(案)

令和8年7月上旬～令和8年8月下旬	チラシテンプレートデザイン案制作
令和8年8月下旬～令和8年9月上旬	自治会長、地域団体等ヒアリング
令和8年9月上旬～令和8年10月末	チラシテンプレートデザイン案修正、完成

8 その他特記事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、市と十分協議すること。また、業務の実施にあたり、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定す

ること。

- (2) 本委託で受託者が制作し納品された成果物の著作権は市に帰属する。

市は納品された成果物を自由に変更できるものとし、変更可能な状態で納品すること。

また、作成したチラシテンプレートは市公式ホームページへの掲載等も想定していることから、個人情報や著作権、商標等に関して許諾が必要な場合には、受託者が事前に得ておくこと。

- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、スケジュール管理を徹底し、十分な体制で臨むこと。

- (4) 個人情報及び情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成 23 年福岡市規則第 51 号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第 66 条第 2 項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1)個人情報

法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

(2)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用

することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること
- ・従業者の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資

産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、年に1回以上、原則として実地検査を行うほか、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

なお、実地検査を行うに当たっては、別添「個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト」により確認を行うものとする。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。